

施策3-2-1 安心して暮らせるための社会保障制度の充実

担当課 保険年金課

施策が実現できたときの状態について、平成26年度での到達状況

【一部達成した】

- ・国民健康保険制度は、国民皆保険の根幹をなす医療保険制度で、被保険者は保険税を納付することにより、疾病、負傷、出産、死亡の保険事故の際に保険給付を受けることができます。誰でもどこでもいつでも保険医療が受けられ、経済的負担は軽減されますので、安心して暮らすことができます。また、40歳以上75歳未満の被保険者に実施される特定健康診査・特定保健指導は、糖尿病などの生活習慣病を予防し、健康で質の高い生活を享受することができ、医療費の適正化も図られます。若年者健康診査は、生涯にわたる健康づくり及び若者定住の支援につながります。
- ・国民年金制度は、老後、障がい、死亡等の際に必要な給付を受けることができる公的年金制度で、20歳以上60歳未満の国民が保険料を納付することにより、生涯を通じて経済的に安定した生活を送ることができます。また、保険料の納付義務、保険料免除・納付猶予・学生納付特例制度の啓発活動を行うことは、無年金者の発生を防止することになります。
- ・後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者（及び一定の障がいがある65歳以上の方）が保険料を納付することにより、疾病、負傷、死亡の保険事故の際に保険給付を受けることができます。誰でもどこでもいつでも保険医療が受けられ、経済的負担は軽減されますので、安心して暮らすことができます。
- ・乳幼児・ひとり親家庭・妊産婦・重度心身障がい者・養育医療費給付事業は、制度に基づき適切に医療費を助成することで、該当家庭の経済的負担を軽減し、必要な医療が受けやすい環境を整えますので、安心して暮らすことができます。

3ヵ年方針のうち、平成26年度の重点課題の達成(実現)状況

【一部達成した】

国民健康保険特定健康診査実施率の向上を目指し、平成26年度には前立腺がん検診との同時受診を可能としました。また、休日集団健診の実施や前年度未受診者に対する電話勧奨、重点地区を定めた訪問勧奨等の啓発活動も継続しましたが、一定の効果はあったものの、目標値を達成することはできませんでした。また、特定保健指導実施率は、健診実施率の向上に伴い、対象者が増加し、前年度を上回る見込みとなりました。

施策目標の達成(実現)に向けた3ヵ年の取組みと方針についての達成(実現)状況

【一部達成した】

- ・国民健康保険特定健康診査・特定保健指導は、実施率向上のための各種対策を行っていますが、国の示す参酌標準や平成26年度目標値を達成することはできませんでした。しかし、若年者健康診査については目標値を達成し、いずれも健康意識の向上と被保険者の負担軽減を図ることはできました。
- ・国民年金は、広報紙への掲載回数が目標値を達成し、啓発活動及び窓口や電話での説明を行うことで、制度理解が深まり、納付率も向上しました。
- ・後期高齢者医療制度保険料の収納率は、臨戸訪問により制度説明と納付勧奨を行いました。前年度を上回ることはできませんでした。
- ・各種医療費給付事業については、制度を適正に運営することで、対象者が安心して医療を受けられるようにしました。

施策目標値の達成状況

